

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」概要

1 改正の趣旨

下記の経緯を踏まえ、標記規則を改正するものです。

- 令和3年7月に発生した土石流災害を受け、国は、危険な盛土の発生を防止するため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」を令和5年5月に施行しました。

これまで本県は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「条例」という。）により盛土等の規制を行ってきましたが、令和6年10月、条例の規定のうち、法と重複する土砂埋立行為の許可制度等を廃止（土砂搬出時の届出制度は存置）する条例改正を行いました。

- 宅地造成等規制法の改正とあわせ、国は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）の関係政省令を改正し、一定量以上の土砂搬出をする場合に作成する「再生資源利用促進計画」等の対象工事を拡大しました。この計画の記載事項は、条例による届出事項と重複しています。

2 改正概要

（1）土砂埋立行為の許可制度等の廃止に伴う規定の削除等

条例改正により「土砂埋立行為制度」及び「土砂搬入禁止区域制度」を廃止したことを受けて、関係規定や様式を削除します。

ア 土木事務所長への委任規定の改正（第1条関係）

イ 土砂埋立行為制度関係規定の廃止等（改正前の第8条の2～第20条、第24条の2～第25条、別表第1～別表第8関係）

ウ 土砂搬入禁止区域制度関係規定の廃止等（改正前の第21条～第24条関係）

エ 土砂埋立行為制度等関係様式の廃止等（改正前の第6号～第16号様式関係）

オ その他所要の改正（改正前の第26条関係）

（2）土砂搬出届（搬出処理計画等）の記載事項の省略

条例にもとづく届出事項のうち、促進法にもとづき作成される「再生資源利用促進計画」及び「搬出先適正確認記録」の記載事項と重複する事項については記載を省略することを可能とします。

ア 関係規定の改正（第3条、第6条～第8条関係）

イ 関係様式の改正（第1号、第4号・第5号様式関係）

3 施行期日

令和7年4月1日